

## 夏期休暇実習生受入契約条項

(総則)

第1条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が夏期休暇実習を実施するに当たり、原子力機構、夏期休暇実習生及びその所属大学の本受入れに係る責任者（以下「責任者」という。）は、本契約条項に従う。

(実習の実施)

第2条 夏期休暇実習生は、原子力機構が定める実習テーマについて学習するものとする。

(作業従事者登録)

第3条 夏期休暇実習生は、放射線作業に従事する場合は、放射線管理手帳又は被ばく歴等証明書を作成する前に受入部署の担当者（以下「受入担当者」という。）に提出しなければならない。放射線、有機溶剤、特定化学物質、レーザー等を取り扱う特殊作業に従事する場合は、特殊健康診断結果証明書の写しを作成する前に受入担当者に提出しなければならない。

(施設の利用)

第4条 夏期休暇実習生は、研究施設、設備、装置等を利用する場合は、受入担当者又は受入担当者が指名する者の使用許可を得た上で、その指示に従わなければならない。

2 夏期休暇実習生は、宿舍、食堂、図書館等を利用する場合は、施設主管課室の指示に従わなければならない。

(実習報告書の提出)

第5条 夏期休暇実習生は、受入終了日から30日以内に第2条の実習に係る報告書を所定の様式により作成し、提出しなければならない。

(実習内容の発表)

第6条 夏期休暇実習生は、第2条の実習の内容及びその結果として得られた成果などについて原子力機構の外部で発表する場合は、あらかじめ所定の手続を行わなければならない。

(知的財産権)

第7条 夏期休暇実習生が第2条の実習により発明し、又は考案した知的財産権の取扱いについては、原子力機構の職員に対する定めを適用し、その一切に係る権利を原子力機構に継承する。

(禁止行為)

第8条 夏期休暇実習生は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 原子力機構の信用を傷つけ、又は利益を害すること。(信用を失墜させるおそれのある事柄についてインターネット上で公開する行為を含む。)
- (2) 原子力機構の秘密を漏らすこと。

(3) 原子力機構の秩序又は規律を混乱させること。

2 夏期休暇実習生は、前項第 2 号の秘密漏えいを防止するため、原子力機構の文書管理規程、秘密文書取扱規程、情報セキュリティ管理規程等を理解し、遵守しなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 原子力機構は、夏期休暇実習生が関係する事件若しくは事故又は夏期休暇実習生が前条に掲げる禁止行為を行ったことにより損害を受けたときは、夏期休暇実習生若しくは責任者又は双方に対して損害の一部又は全部について賠償を求めることができる。

(保険加入)

第 10 条 夏期休暇実習生は、万が一の傷病や病気又は損害賠償に備えて次のいずれかの保険に加入しなければならない。

(1) 公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険

(2) 原子力機構が認める前号と補償内容が同等の保険

(事象の報告)

第 11 条 夏期休暇実習生は、原子力機構の物品又は不動産を損壊等した場合、並びに事故、事件、災害等の発生により傷病に至った場合は、当該事象に至った経緯等について、当該事象が発生した日から 2 日以内に所定の様式により受入担当者に報告しなければならない。

(安全衛生)

第 12 条 夏期休暇実習生は、原子力機構の安全、衛生、保安等に関する定めを理解し、遵守しなければならない。

(旅費の支給)

第 13 条 原子力機構は、夏期休暇実習生に、以下の事由につき原子力機構の規定に基づき旅費を支給することができるものとする。

(1) 受入開始時に所属大学等から受入拠点に移動するとき及び受入終了時に受入拠点から所属大学等に移動するとき。

(2) 宿舎がない拠点等での受入れにおいて、機構外の宿泊施設を提供するより、学生が実家等から通う方が、原子力機構が負担する経費の軽減が見込まれるとき。

(3) 受入期間中に実習の一環として旅行するとき。

2 前項第 3 号の旅行をする場合において、宿泊した方が経費の節減となると原子力機構が判断したとき、当該旅行に係る宿泊費を支給することができるものとする。

3 原子力機構は、夏期休暇実習生が第 18 条に規定する受入契約の解除に該当した場合、又は旅行の行程等が不適切であると判断される場合は夏期休暇実習生に対して支給した旅費の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(休日)

第 14 条 原子力機構は、土日祝日、年末年始及びその他原子力機構が定める休日には、原則として実習を行わないものとする。

(出欠管理)

第 15 条 夏期休暇実習生は、所定の様式により出欠を記録しなければならない。

(契約の変更)

第 16 条 責任者は、原子力機構と協議し、夏期休暇実習生受入契約を変更することができる。

2 責任者は、前項の協議の結果、夏期休暇実習生受入契約を変更することとなった場合は、事前に所定の様式により原子力機構に申請しなければならない。

(登載事項の変更)

第 17 条 夏期休暇実習生は、前条の契約変更によらない住所その他受入れ手続上必要な事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の様式により届け出なければならない。

(受入契約の解除及び存続事項)

第 18 条 夏期休暇実習生が派遣元の身分を失った場合は、原子力機構は夏期休暇実習生受入契約が解除されたものとみなす。

2 原子力機構は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受入契約を解除することができる。

(1) 所属大学が夏期休暇実習生の教育指導を行わなくなったとき。

(2) 夏期休暇実習生が第 2 条の実習を実施しないとき、又は実施しないことが見込まれるとき。

(3) 第 2 条の実習テーマについて原子力機構が業務として行わないこととなったとき。

(4) 夏期休暇実習生又は責任者が本受入契約条項に違反したとき。

3 夏期休暇実習生受入契約が終了し、又は解除した場合も、第 8 条及び第 9 条の効力は存続するものとする。

(疑義の解決)

第 19 条 この契約条項について又はこの契約条項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構並びに夏期休暇実習生及び責任者が協議して解決するものとする。